

○焼津市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3 月28日 条例第 6 号

改正

平成14年 3 月27日 条例第 1 号

平成14年 7 月 1 日 条例第20号

平成20年10月 7 日 条例第126号

平成25年 2 月26日 条例第 3 号

焼津市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、焼津市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、焼津市議会における会派（1人以上の議員により組織されたもので議長を経由して市長に届け出たものをいう。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務活動費の額は、会派に所属する議員 1 人につき年額300,000円（議員の任期が満了する年度にあっては、当該年額を当該任期が満了する日の属する月までの月数で月割計算した額）とする。

2 政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者は、4月1日における当該会派の所属議員数に前項の年額を乗じて得た額を議長を経由して市長に対し申請するものとする。

3 年度途中において新たに結成された会派に対する交付額は、当該会派の結成された日の翌月1日（結成された日が月の初日に当たるときは、当月1日。以下「結成基準日」という。）における所属議員について、次に掲げる区分により算定した額の合計額とする。

(1) 既に政務活動費の交付を受けた会派（以下「既交付会派」という。）に所属していた議員については、その者が既交付会派を退会した日における当該既交付会派の政務活動費の残額を当該交付を受けた時の所属議員数で除して得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 前号に該当する以外の議員については、結成基準日の属する月から起算した月数を基礎として第1項の年額を月割計算した額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

4 既交付会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、その旨を議長を経由して市長に届け出るとともに、既に交付を受けた政務活動費に残額があるときは、これを返還しなければならない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第 4 条 既交付会派において会派の届出事項に異動を生じたときは、会派の代表者は、その旨を異動を生じた日の属する月の翌月の末日までに議長を経由して市長に対し届け出なければならない。

2 前項の場合において所属議員数が増加した会派は、議長を経由して市長に対し、政務活動費の追加交付を申請することができる。

3 所属議員数の異動に伴う政務活動費の追加交付又は返還については、次に掲げるところによる。

(1) 所属議員数が増加した場合は、増加した議員について、前条第3項の規定を準用して算定した額を追加交付するものとする。この場合において、同項各号列記以外の部分中「当該会派の結成された日の翌月1日（結成された日が月の初日に当たるときは、当月1日。以下「結成基準日」という。）」とあり、同項第2号中「結成基準日」とあるのは、「所属議員数の増加した日」と読み替えるものとする。

(2) 所属議員数が減少した場合は、異動が生じた日における政務活動費の残額を減少する前の所属議員数で除して得た額に減少した所属議員数を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 5 条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議

への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 既交付会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに議長に提出しなければならない。

2 議長は、収支報告書の提出を受けたときは、その日から14日以内に市長に報告しなければならない。

3 既交付会派が解散したときは、第1項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから14日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 既交付会派は、各年度の政務活動費に残額があるときは、これを返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第9条 議長は、収支報告書を、第7条第1項又は第3項の規定による提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費審議会）

第11条 市長の諮問に応じ、政務活動費の額等について審議するため、焼津市政務活動費審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、政務活動費の額を改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、委員5人をもって組織する。

4 委員は、市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要のつど市長が委嘱する。

5 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月1日条例第20号）

この条例（中略）は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月7日条例第126号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月26日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の焼津市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に同条の規定による改正前の焼津市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費（広報紙等印刷費、会場費、文書通信費、交通費等）
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、文書通信費、交通費等）
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、賃金等）
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等）

備考

次に掲げる経費は、政務活動費を充てることができない。

- 1 交際費的な経費
- 2 個人的な活動に要する経費
- 3 党費その他政党その他の政治団体の活動のための経費
- 4 調査研究その他の活動に合致しない経費